

あなたの大切な資産を守る

園芸施設 共済

令和3年4月改正



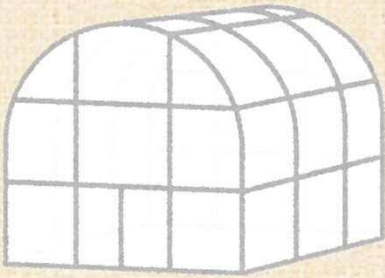
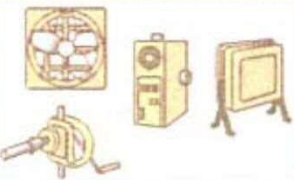
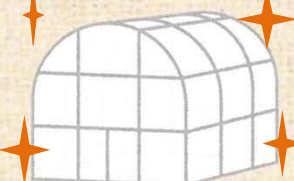
安心のネットワーク

NOSAI

鳥取県農業共済組合

補償の対象となるのは

【契約概要】

基本補償（必ず加入）	選択できる補償（オプション加入）	
ハウス本体 ・ガラス室 ・パイプハウス ・雨よけハウス ・鉄骨ハウス ・多目的ネットハウス 	附帯施設 	冷暖房施設、換気施設、カーテン装置、灌水施設、自動制御施設などへの被害を補償
	施設内農作物  ・根 菜 類 ・果 菜 類 ・花 き 類	施設内で栽培する作物への被害を補償 （ただし、育苗中の作物は除く）
	撤去費用 	倒壊したハウス本体の撤去に要した費用を補償 （ただし、被覆材の撤去費用は対象外）
	復旧費用 	ハウス本体・附帯施設の復旧に要した費用を補償 （ただし、被覆材の復旧費用は対象外）

※撤去費用は施設本体の撤去に100万円以上の費用を要した場合か、施設本体に50%を超える損害があった場合に対象となります。

加入条件

【契約概要】

- ・設置面積の合計が0.1a(10㎡)以上のハウスを所有または管理する農家の方が対象です。
- ・所有し栽培しているハウス又は栽培しようとするハウスは全棟加入ですが、耐用年数の2.5倍を経過したハウス(例:パイプハウス 25年)については農家が加入を選択できます。
- ・台風接近時や大雪警報は、新規加入をお断りする場合があります。

支払い対象となる災害

【契約概要】



こんな時は共済金は支払われません

【注意喚起情報】

- ・盗難、いたずら
- ・通常の管理、損害防止を怠った場合
- ・損害発生通知を怠った場合
- ・故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害



共済責任(補償)の開始及び期間

【契約概要】

共済責任期間の開始日は、掛金を納付された日の **翌日から1年間** です。

被覆期間について

園芸施設共済加入時に、**被覆期間**と**未被覆期間**の申請が必要になります。申請いただいた被覆期間・未被覆期間は、それぞれの期間を基に掛金計算に使用します。

万一、補償期間中に被覆期間が変更となる場合は(被覆期間が延びるといった場合等…)、申請時の被覆期間が終了するまでにNOSAIまで連絡をお願いします。

申請時の被覆期間が過ぎてからの変更は、**共済金支払時に免責**が生じる可能性がありますのでご注意ください。

【注意喚起情報】

■ずっと安心！通年補償！

【契約概要】

- ・加入期間は1年間となります。
- ・被覆していない期間に発生した雪害などによる骨材被害も補償できます。
- ・本体の設置期間が通年でない場合には、1ヶ月以上1年未満で加入することができます。

共済価額(時価額)の設定

【契約概要】

加入されるハウスの様式(パイプの規格等)、設置の面積、被覆材(ビニール等)の材質及び経過年数で加入時の評価額を設定します。

$$\text{共済価額(時価額)} = \underbrace{(\text{①} + \text{②})}_{\text{基本部分}} + \underbrace{(\text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥})}_{\text{オプション部分}}$$

$$\begin{aligned} \text{①パイプ部分共済価額} = & \\ & \text{パイプ部分再建築価額} \left(\text{パイプ単価}_{(\ast 1)} \times \text{設置面積} \right) \\ & \times \text{パイプの時価現有率}_{(\ast 2)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②被覆材部分共済価額} = & \\ & \text{被覆材部分再建築価額} \left(\text{被覆材単価}_{(\ast 3)} \times \text{設置面積} \right) \\ & \times \text{被覆面積算定係数}_{(\ast 4)} \times \text{被覆経過割合}_{(\ast 5)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③復旧費用共済価額} = & \\ & \text{パイプ部分再建築価額} \times (100\% - \text{パイプの時価現有率}_{(\ast 2)}) \\ & + \text{附帯施設再取得価額} \times (100\% - \text{附帯施設の時価現有率}_{(\ast 2)}) \\ & \quad (\ast 2) \text{ 次ページグラフ ピンク部分} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{④附帯施設共済価額} = & \text{再取得価額} \left(\text{販売価額、施工費などにより算出} \right) \\ & \times \text{附帯施設の時価現有率}_{(\ast 2)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{⑤施設内農作物共済価額} = & \\ & (\text{パイプ部分再建築価額} + \text{被覆材部分再建築価額}) \\ & \times \text{施設内農作物価額算定率} \end{aligned}$$

$$\text{⑥撤去費用共済価額} = \text{m}^2\text{当たり撤去費用}_{(\ast 6)} \times \text{設置面積}$$

(※2)(※5)右の表の通り、本体(パイプ等)被覆材(ビニール等)は、経過した年数で減価します。

・④、⑤のオプションは、加入する場合は、全棟に付ける事になります。

・③、⑥のオプションは、棟ごとに加入できます。

※1 m²当たりパイプ価額

型式名称	m ² 当たりパイプ価額
40-1	3,650円
40-2	5,730円

※2 パイプの時価現存率

経過年数	時価現存率
1年未満	100%
1年以上2年未満	95%
2年以上3年未満	90%
3年以上4年未満	85%
4年以上5年未満	80%
5年以上6年未満	75%
6年以上7年未満	70%
7年以上8年未満	65%
8年以上9年未満	60%
9年以上10年未満	55%
10年以上	50%

附帯施設の時価現存率

経過年数	時価現存率
1年未満	100%
1年以上2年未満	93%
2年以上3年未満	86%
3年以上4年未満	79%
4年以上5年未満	72%
5年以上6年未満	65%
6年以上7年未満	58%
7年以上	50%

※3 m²当たり被覆材価額

被覆材の種類	m ² 当たり被覆材単価
一般農PO 0.1mm	202円
	287円
	522円

※4 被覆面積算定係数

型式名称	被覆面積算定係数
40-1	2.13
40-2	1.75

※5 被覆経過割合 (一般農PO)

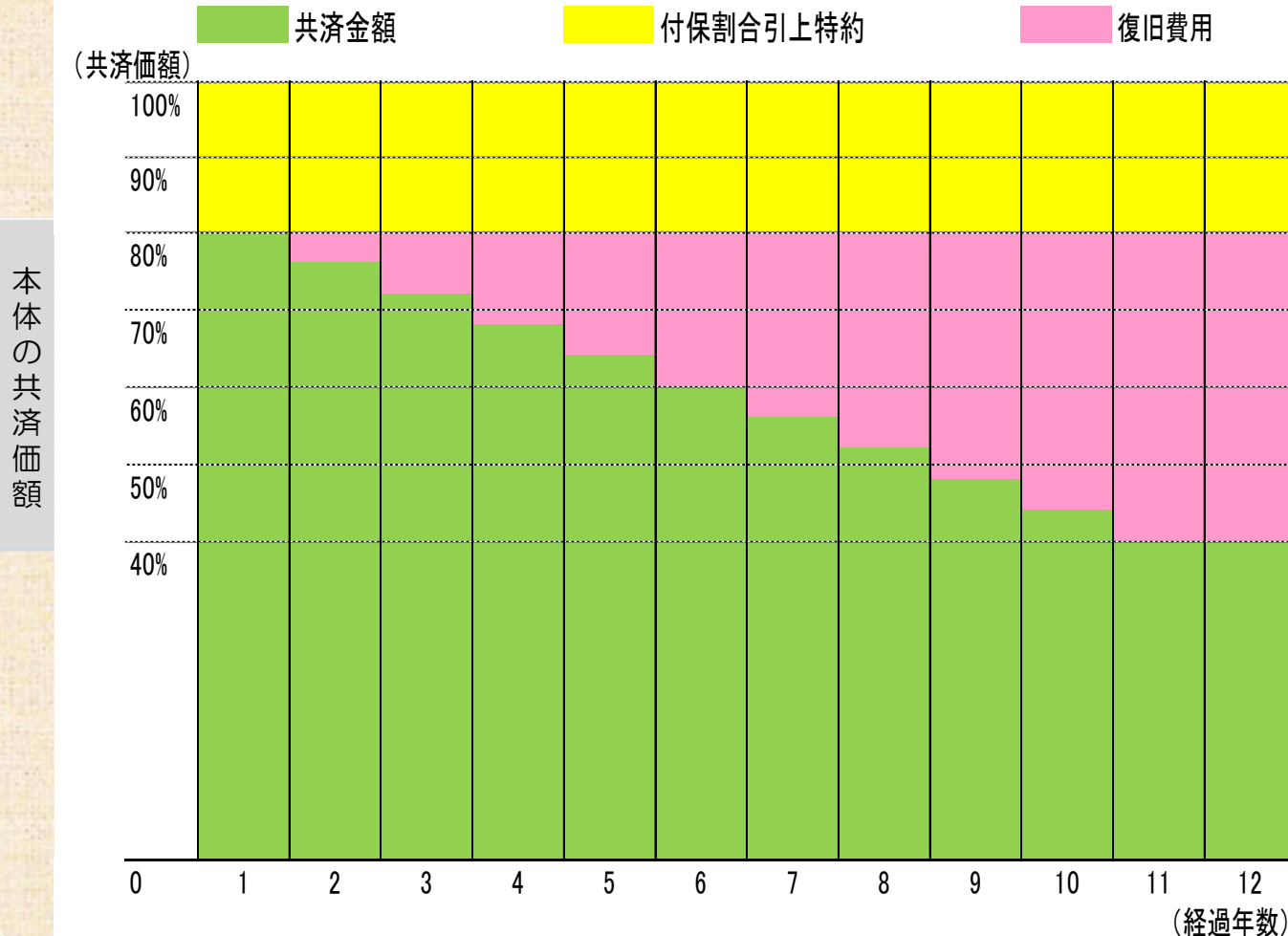
経過年数	時価現存率
1年未満	100%
1年以上2年未満	50%
2年以上	25%

※6 m²当たり撤去費用

施設区分	m ² 当たり費用
パイプハウス	290円

※1・※4の型式名称「40-1」「40-2」は、標準仕様の間口が3.6～6mが「40-1」、6～10mで骨材の直径31.8mmが「40-2」となります。

補償の基礎となる共済価額は減価割合を反映した時価額です。ただし、被覆材を除くハウス本体、附帯施設については、加入時に「復旧費用」及び「付保割合引上」を選択することにより経過年数に関わらず共済価額の100%(新価)まで補償を上げることができます。



共済金額(補償金額)

【契約概要】

加入されるハウスの共済価額(時価額)に対して、補償の割合(付保割合)を **40%~80%** から選択できます。

また**特約を付加**すると付保割合を**100%まで**引上げることができます。

(施設内作物は特約対象外)

・付保割合は1棟ごとに選択できます。

・附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付加する場合は、その共済価額を含みます。

$$\text{共済金額} = \text{共済価格} \times \text{付保割合}$$

共済価額	ハウス本体	の時価額	共済金額	ハウス本体	の補償額
	被覆材	の時価額		被覆材	の補償額
	附帯施設	の時価額		附帯施設	の補償額
	施設内農作物	の価額		施設内農作物 (特約対象外)	の補償額
	撤去費用	の価額		撤去費用	の補償額
	復旧費用	の価額		復旧費用	の補償額

**補償割合
(付保割合)**
通常80%まで
**特約付加・復旧費用で
最高100%まで補償**

付保割合80%を選択した場合
付保割合特約を付加することで
90%~100%まで補償
(施設内作物は特約対象外)

共済掛金(農家負担分)

【契約概要】

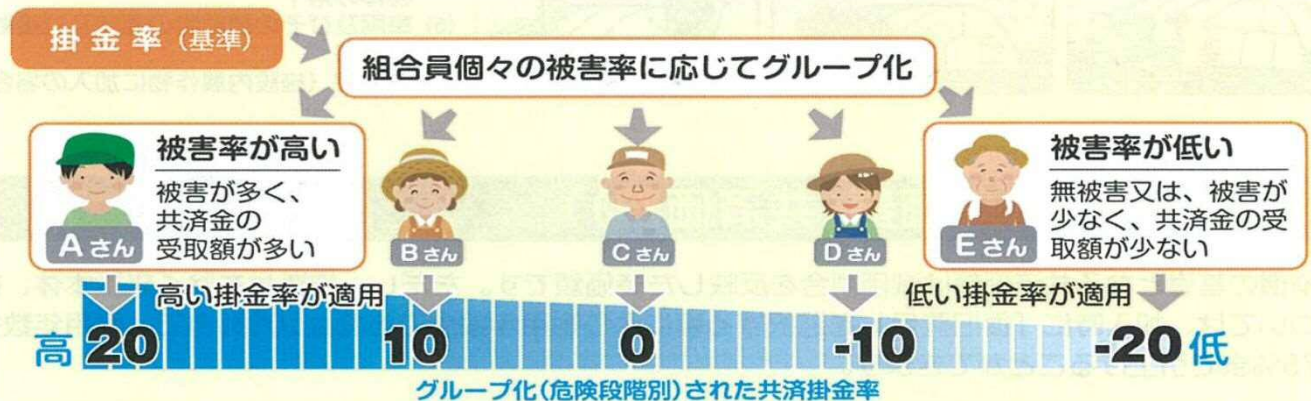
$$\left(\begin{array}{l} \text{(共済金額} \times \text{被覆期間共済掛金率} \times \text{被覆期間割合} \times 50\% \text{ (※7))} \\ \text{+} \\ \text{(共済金額} \times \text{未被覆期間共済掛金率} \times \text{未被覆期間割合} \times 50\% \text{ (※7))} \end{array} \right) + \text{事務費賦課金}$$

(※7) 掛金の半分は、**国が負担**します！

ただし、復旧費用及び付保割合追加特約に係る掛金は**全額農家負担**となります。



過去の事故率から、
個人ごとの共済掛金率(危険段階)を設定します。



[小損害不填補3万円：本体] 新規加入者 掛金率

経過年数	被覆時	未被覆時
ガラス室Ⅰ類	0.315%	
ガラス室Ⅱ類	0.205%	
プラスチックハウスⅠ類	0.819%	0.007%
プラスチックハウスⅡ類	2.292%	0.033%
プラスチックハウスⅢ類	1.154%	0.015%
プラスチックハウスⅣ類 甲	2.161%	0.020%
プラスチックハウスⅣ類 乙	0.907%	0.087%
プラスチックハウスⅤ類	0.341%	0.024%
プラスチックハウスⅥ類	3.971%	0.025%
プラスチックハウスⅦ類	1.055%	0.012%

被覆・未被覆期間算出

被覆期間割合

被覆期間（月数）／共済責任期間（月数）

未被覆期間割合

未被覆期間（月数）／共済責任期間（月数）

共済掛金の計算例

※掛金割引は含めず計算しています！

- ・共済金支払いに小損害不填補②の損害額3万円を選択
- ・加入期間1年間（被覆期間：8か月／未被覆期間：4か月）
- ・補償（付保）の割合：80%
- ・プラスチックハウスⅡ類

（パイプ径：32mm 間口：6m×50m 本体使用パイプ本数：80本 被覆材：PO材0.1mm）

（パイプ単価：5,730円/㎡ 被覆材単価：522円/㎡ 被覆面積算定係数：1.75

新規料率：パイプ+被覆材2.292%（被覆）／0.033%（未被覆）

撤去費用 0.446%（被覆）／0.012%（未被覆）

復旧費用 1.029%（被覆）／0.015%（未被覆）

新規設置の場合の目安

（単位：円）

使用年数	共済価額（パイプ＋被覆材）	共済金額（補償金額）	掛金等（賦課金込）	
			被覆	未被覆
1年未満（新設ハウス）	1,993,050	1,594,440	16,432	88
			16,520	

新規設置の場合の目安（付保割合を引上げ、撤去費用・小損害不填補1万円を選択すると）

（単位：円）

使用年数	共済価額（パイプ＋被覆材）	共済金額（補償金額）	掛金等（賦課金込）	
			被覆	未被覆
1年未満（新設ハウス）	2,080,050	2,080,050	24,463	147
			24,610	

設置11年目の場合の目安

（単位：円）

使用年数	共済価額（パイプ＋被覆材）	共済金額（補償金額）	掛金等（賦課金込）	
			被覆	未被覆
11年目	928,012	742,409	7,651	41
			7,692	

設置11年目の場合の目安（付保割合を引上げ、撤去・復旧費用・小損害不填補1万円を選択すると）

（単位：円）

使用年数	共済価額（パイプ＋被覆材）	共済金額（補償金額）	掛金等（賦課金込）	
			被覆	未被覆
11年目	1,874,512	1,874,511	19,833	117
			19,950	

* 掛金は、農家負担分のみ載せています

* 賦課金は、被覆時期のみ発生します

- ・上記以外に、ハウスの建築時の見積書があれば、実際の建築費で加入ができます。
 - ・上記は、附帯施設、内作物に加入していない場合の目安となります。
- 附帯施設、内作物に関する掛金等については、別途お問い合わせください。

■小損害不填補

ご加入時に、それぞれの棟ごとに選択した次の①から⑥のいずれかの選択肢に該当する場合のみ共済金をお支払いします。

不填補の金額を小さく 補償が大きくなります 不填補の金額を大きく 掛金が少なくなります	① 1万円を超える損害額の場合
	② 3万円又は共済価額の5%に相当する金額を超える場合
	③ 10万円を超える場合
	④ 20万円を超える場合
	⑤ 50万円を超える場合（共済価額が50万円超の場合に選択）
	⑥ 100万円を超える場合（共済価額が100万円超の場合に選択）

- ・この小損害不填補は、1棟ごとに選択ができます
- ・①について共済価額の5%が1万円を下回る場合は、選択できません

損害額	ハウス本体	の時価額	×	損害割合	
	被覆材	の時価額	×	損害割合	×
	附帯施設	の修繕費	×	時価現有率	
	施設内農作物	の価額	×	損害割合	×
	撤去費用	の価額	×	損害割合	
	復旧費用	の価額	×	損害割合	

（100%－自然消耗割合）
（100%－分割割合）
※分割割合は病害虫に適用します。

事故ケースと共済金の計算例

（加入後2ヶ月目の事故）

- ・小損害不填補①の損害額1万円を選択
- ・加入期間1年間（被覆期間：8か月/未被覆期間：4か月）
- ・補償（付保）の割合：80%＋20%
- ・プラスチックハウスⅡ類

共済金の計算例

（パイプ径：32mm 間口：6m×50m 本体使用パイプ本数：80本 被覆材：P0材0.1mm）
 （パイプ単価：5,730円/㎡ 被覆材単価：522円/㎡ 被覆面積算定係数：1.75
 新規料率：2.292%（被覆）／0.033%（未被覆）
 撤去費用：0.446%（被覆）／0.012%（未被覆）
 復旧費用：1.029%（被覆）／0.015%（未被覆）

このハウスが被害に遭った場合の共済金は次ページのとおりです。

I. 強風により、新設ハウスの屋根部分の被覆材(新品)に50%の被害があった場合

共済価額 2,080,050円 = パイプ価額 1,719,000円
+ 被覆材価額 274,050円 + 撤去費用価額 87,000円

$\frac{274,050\text{円}}{\text{(被覆材の価額)}} \times (1 - \frac{\text{自然消耗割合※8}}{\text{(屋根部分の損害の割合)}}) \times \frac{34.1\%}{\text{(損害額)}} = \underline{93,451\text{円}}$

(※8) 自然消耗割合は、共済責任期間の開始日から経過した月数で減価償却率を設定します。
(3ヶ月ごとに設定 … 0%、12%、25%、37%)

今回は①の「損害額が10,000円を超えるととき」を加入時に選択しているため、共済金支払条件を満たしています。

支払共済金 = 93,451円 × 100% = 93,451円

II. 豪雪により、ハウスが倒壊し6割の損害

パイプ被害

1本当たり 1,719,000円 ÷ 80本 = 21,487円
パイプ6割 21,487円 × 48本 = 1,031,376円

被覆材被害

$\frac{274,050\text{円}}{\text{(被覆材の価額)}} \times (1 - \frac{\text{自然消耗割合※8}}{\text{(損害の割合)}}) \times \frac{60.0\%}{\text{(損害額)}} = \underline{164,430\text{円}}$

撤去費用

$\frac{123,000\text{円}}{\text{(請求書による撤去費用実費)}} \times \frac{87,000\text{円}}{\text{(撤去費用価額)}} \times \frac{60.0\%}{\text{(損害の割合)}} = \underline{52,200\text{円}}$

支払共済金 = ((1,031,376円 + 164,430円 + 52,200円) × 100%)
= 1,248,006円

※撤去費用及び復旧費用にご加入の場合、撤去費用と復旧費用に係る共済金の算定をするために、撤去・復旧に要した経費のわかる領収書の提出が必要となります。

掛金割引

NOSAⅠは、農業用ハウスの補強や保守管理の徹底、園芸施設共済への集団加入を進め、地域ぐるみで災害に強い施設園芸づくりに取り組むことを応援します！

★ プラスチックハウスⅡ類の掛金割引

パイプ径31.8mm以上のプラスチックハウス(40-2型)は
掛金が15%割引されます。

また、パイプ径19.1~25.4mmのプラスチックハウス(40-1型)についても、補強によって40-2型と同程度の強度になれば15%の割引が適用されます。

★ 集団加入による掛金割引

以下の条件を満たした場合、掛金が5%割引されます。

- ①集団加入前より、加入者が増加している場合。
- ②園芸施設共済有資格者を分母として、加入者数が8割を超えていること。

★ 集団加入による賦課金割引

以下の条件によって、賦課金を割引します。

- ①集団の加入人数が5人~9人で構成されている場合
⇒ 10%割引
- ②集団の加入人数が10人以上で構成されている場合
⇒ 20%割引

【契約概要】

◆ 集団加入による割引対象となる団体 ◆

JA生産部会、農業生産法人等園芸施設共済の加入資格者が構成員となっている生産出荷団体などで、以下の点についてNOSAⅠと協定を締結した団体



- ハウスの補強
- 園芸施設共済に集団加入
- 一斉加入受付

～園芸施設共済の加入にあたって～

園芸施設共済に加入していただく皆様にあらかじめご承知いただきたい「金融商品の販売等に関する法律」における重要事項、ならびに「個人情報保護法に関する法律」における個人情報の取り扱いにつきましては次の通りですので、ご確認ください。

1. 当組合が行う共済事業は、行政庁の指導・監督のもとに、共済組合・国の2段階による責任分担を行っていくなど広く危険分散を図り、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので十分ご注意ください。
 - ① 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について当組合の指示に従わなかった場合
 - ② 加入申し込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合
 - ③ 正当な理由がないのに、払込期日までに共済掛金の払込みが遅れた場合
 - ④ 被害発生時に当組合への通知を怠り、また重大な過失等不実の通知をした場合
 - ⑤ 当組合の財務状況によっては、共済金の支払額を削減させていただくことがあります

※この重要事項の内容については、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものとします。

2. 園芸施設共済のご加入の内容、申込書記載事項等（以下「個人情報」という。）につきましては、当組合が引受の判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用します。
 - ① 当組合は、共済金支払責任の一部を国と保険関係を締結しているため、支払いに関する情報について国との間で個人情報を共同利用することがあります。
 - ② 法令により必要と判断された場合、または加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

共済関係成立後に交付する園芸施設共済証券で、
加入内容のご確認をお願いします。



被害発生及び異動通知はお早めに！

【注意喚起情報】

次のような異動や被害の発生があれば速やかに組合までご連絡ください。

- 譲渡、移転、解体、増改築、構造若しくは材質の変更または補償の対象とならない災害による破損若しくは滅失
- 他の保険や共済にご加入された場合
- 被覆期間の変更
- 施設内農作物の作付変更や栽培面積、期間の変更
- 施設内農作物の発芽または移植
- 災害の種類や発生年月日
- 被害を受けた施設の所在地や被害状況
- その他被害の状況が明らかとなる事項

《NOSAIからお願い》

損害評価を行う前に被覆材をはがす等処置を行う場合は、損害の程度がわかる写真の提供をお願いします。

お問い合わせは

◇東部支所

〒680 - 0905 鳥取市賀露町4074

フリーダイヤル：0120 - 031870

TEL：0857 - 37 - 3301

FAX：0857 - 37 - 3302



お問い合わせは

◇中部支所

〒689 - 2202 東伯郡北栄町東園271

フリーダイヤル：0120 - 031180

TEL：0858 - 37 - 5252

FAX：0858 - 37 - 5025



◇本所

フリーダイヤル：0120 - 031559

TEL：0858 - 37 - 5631

FAX：0858 - 37 - 4121



お問い合わせは

◇西部支所

〒683 - 0004 米子市上福原658-1

フリーダイヤル：0120 - 031492

TEL：0859 - 22 - 1001

FAX：0859 - 22 - 1094

詳しくは、お近くの支所まで！

(R3.10現在)